

北九州市農業委員会
第27回東部部会会議（令和7年度10月部会会議）議事録

1 日 時 令和7年10月10日（金）午前10時00分～午前10時34分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 29名

農業委員 10名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	中村治雄	清水正人
澤水理佳	稻光進		

農地利用最適化推進委員 19名

矢野孔清	中村眞一	平尾長正	松根豊春
吉村晃一	坂井準二	有松政則	村田堯
平林秀美	村田紘	酒井一生	古田仁重
瀬戸戸克哉	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員

農地利用最適化推進委員 1名 増田強

4 事務局出席者

福田 事務局長	池永 次長	田上 係長	吉田 主任
岩本 主任			

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第144号	許可又は受理の取下願について	1件
報告第145号	非農地証明願について	1件
報告第146号	農地法第3条の3の規定による届出について	1件
報告第147号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	5件
報告第148号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	13件
報告第149号	農地法施行規則該当転用届について	2件

【議 案】

議案第67号	農地法第3条の規定による許可申請について	8件
議案第68号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第69号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について	2件

6 傍聴人 なし

部会長	<p>ただ今より、令和7年度第27回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。</p> <p>それでは、議案書の12ページをお開きください。議案の審議に先立ちまして、議案第67号、「農地法第3条の規定による許可申請について」、第5項の新規営農者1名の面接を行います。初めに地区担当委員の説明、次に新規営農者の説明、それから意見交換の順で進めます。</p> <p>議案書14ページの「當農計画書」をお開きください。次の15ページには「作付計画」が付いています。初めに地区担当委員、説明をお願いします。</p>
	〈 地区担当委員の説明 〉
部会長	それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。
	〈 新規営農者の説明 〉
部会長	それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。
	ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。
	〈 新規営農者が退室 〉
部会長	<p>それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。議案書11ページをお開きください。議案第67号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。</p> <p>それでは、第1項、第2項及び第4項を続けて、小倉南区大字曾根地区担当の澤水委員、報告をお願いします。</p>
澤水委員	<p>議案第67号第1項、第2項及び第4項について、いずれも、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字曾根の申請地において、野菜及び果樹栽培を行う計画です。各譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、年少の譲受人に農地を集約するものです。なお、譲受人は、申請地での農作業を従前から手伝っているようです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	次に、第3項、門司区大字猿喰地区担当の古田俊策委員、報告をお願いします。
古田俊策委員	<p>議案第67号第3項について、譲渡人が規模縮小、譲受人が規模拡大するもので、大字猿喰の申請地において、プロッコリー栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>

部会長	次に、第5項、小倉南区大字市丸地区担当の棚野委員、報告をお願いします。
棚野委員	<p>議案第67号第5項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字市丸の申請地において、野菜、果樹、水稻の栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	次に、第6項、小倉南区大字横代地区担当の清水委員、報告をお願いします。
清水委員	<p>議案第67号第6項について、譲渡人と譲受人の兄弟間で贈与を行うもので、大字横代の申請地において、水稻栽培を行う計画です。</p> <p>弟さんが譲受人で、この方が実際に水稻を行っています。譲渡人につきましては、高齢に伴って子供さんのところに行くという関係で、弟さんに贈与するという計画になっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	次に、第7項、小倉南区大字貫地区担当の川江委員、報告をお願いします。
川江委員	<p>議案第67号第7項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、大字貫の申請地において、果樹栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	次に、第8項、小倉南区大字呼野地区担当の棚野委員、報告をお願いします。
棚野委員	<p>議案第67号第8項について、譲渡人と譲受人の親子間で贈与を行うもので、大字呼野の申請地において、野菜栽培を行う計画です。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。</p>
部会長	ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。
	(異議なしの声)
	ご異議は無いようですので、議案第67号につきましては、許可と決定いたします。
	続きまして、議案書の16ページをお開きください。議案第68号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第1東部調査委員会、川江調査長から報告をお願いします。

川江調査長

まず、第1項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね 500m以内に2つ以上の教育施設があることから、第3種農地です。リサイクル業者が無蓋資材置場として、従前に転用許可を受けた既存の資材置場に隣接した農地を転用するものです。

次に、第2項について、高速道路の出入口である九州自動車道の新門司インターからおおむね 300m以内にあるので、第3種農地です。建築資材業者が無蓋資材置場として、農地を転用するものです。

最後に、第3項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね 500m以内に2つ以上の教育及び医療施設があることから、第3種農地です。分家住宅として、農地を転用するものですが、住宅ローンの名義が夫、土地所有者が妻であることから、夫婦間の使用貸借とするものです。

以上、いずれの申請地も、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですが、議案第 68 号につきましては、適切な意見を県に提出と決定いたします。

続きまして、議案書の 22 ページをお開きください。議案第 69 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による決定について」は、農地中間管理機構を通した農地の貸し借りですが、個人の受け手が法人化したことと伴いまして、受け手をその法人に変更するものです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 69 号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、29 番河内委員と 30 番山本委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございませんか。ほかになれば、これで、令和 7 年度第 27 回東部部会会議を閉会します。